

鴨川市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市条例第31号

鴨川市行政組織条例の一部を改正する条例

鴨川市行政組織条例（平成17年鴨川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「部」を「課」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 企画政策課
- (2) 総務課
- (3) 財政課
- (4) 税務課
- (5) 危機管理課
- (6) 市民生活課
- (7) 環境課
- (8) 健康推進課
- (9) 福祉課
- (10) 子ども支援課
- (11) 農林水産課
- (12) 商工観光課
- (13) 都市建設課
- (14) スポーツ振興課

第3条の表以外の部分中「部」を「課」に改め、同条の表を次のように改める。

企画政策課	(1) 市政の総合企画に関すること。 (2) 広域行政に関すること。 (3) 地域公共交通に関すること。 (4) 移住の促進に関すること。 (5) 遊休施設等の活用に関すること。
総務課	(1) 秘書業務に関すること。 (2) 男女共同参画に関すること。 (3) 広報広聴に関すること。 (4) 市議会、文書及び例規に関すること。 (5) 市の組織及び職員に関すること。 (6) 市の境界及び字区域に関すること。 (7) 情報公開及び個人情報保護に関すること。 (8) 情報化の推進に関すること。 (9) 統計に関すること。 (10) 他の課の所掌に属さないこと。
財政課	(1) 財政に関すること。 (2) 行財政改革に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 市有財産の管理に関する事。 (4) 契約及び工事検査に関する事。 (5) 財産区に関する事。
税務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 税に関する事。
危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防に関する事。 (2) 危機管理及び防災対策に関する事。 (3) 交通安全及び生活安全に関する事。
市民生活課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 戸籍及び住民基本台帳に関する事。 (2) 国民健康保険に関する事。 (3) 後期高齢者医療に関する事。 (4) 国民年金に関する事。 (5) 市民活動支援に関する事。 (6) 市民の交流の推進に関する事。
環境課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 環境保全に関する事。 (2) 公害対策に関する事。 (3) 廃棄物対策に関する事。 (4) 美化推進に関する事。
健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保健予防に関する事。 (2) 介護保険に関する事。
福祉課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉に関する事。 (2) 生活保護に関する事。 (3) 高齢者福祉に関する事。 (4) 障害者福祉に関する事。
子ども支援課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童福祉並びに母子及び父子福祉に関する事。 (2) 子育て支援に関する事。
農林水産課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農業の振興に関する事。 (2) 水産業の振興に関する事。 (3) 畜産業及び林業の振興に関する事。 (4) 農林水産土木に関する事。
商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 商工業の振興に関する事。 (2) 消費者生活に関する事。 (3) 企業誘致に関する事。 (4) 観光振興に関する事。 (5) ふるさと納税に関する事。
都市建設課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道路、橋りょう及び河川に関する事。 (2) 市道の管理に関する事。 (3) 都市計画に関する事。 (4) 開発に関する事。 (5) 建築指導に関する事。 (6) 公園、緑地及び街路に関する事。 (7) 住宅に関する事。

スポーツ振興課

(1) スポーツの振興に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(鴨川市行政不服審査等に関する条例の一部改正)
- 2 鴨川市行政不服審査等に関する条例(平成28年鴨川市条例第1号)の一部を次のように改正する。
第23条中「企画総務部総務課」を「総務課」に改める。